

いわゆる医師の「名義貸し」問題等について

1 事案の概要

(1) 平成14年9月及び12月に北海道及び北海道社会保険事務局が実施した立入検査等において、道立札幌医科大学医局に在籍している医師（大学院生など）について、医療機関が大学等から名義を借りることにより、医療法上の配置基準を満たしているように見せかけ、診療報酬を不正請求していた、いわゆる「名義貸し」が行われていることが発覚し、関係大学で調査を実施。

(2) 関係大学の動き等

	大学調査結果	北海道立入検査結果
札幌医科大学	75 医療機関 124 名	46 医療機関 208 名
北海道大学	129 医療機関 277 名	現在、立入検査により確認
旭川医科大学	46 医療機関 128 名	現在、立入検査により確認

2 厚生労働省等における対応

(1) 事案の実態把握及び対応

- ・各都道府県等に対し通知を発出し、医師の名義借りの実態把握に努めるとともに、名義借りの実態が判明した場合には情報提供するよう依頼。
- ・文部科学省において全国の医科大学等に対し実態調査を実施中。
- ・引き続き、文部科学省との連携・情報交換を進め、実態把握に努めるとともに、医療法及び健康保険法に基づき、必要な措置を講ずる予定。

(2) あわせて、医療機関における医師の確保が現実に難しい地域もあることから、へき地を含む地域の医師確保対策の強化、病院における医師の配置のあり方等について検討することとしている。